

**改正**

平成一七年 七月 六日条例第三七号  
平成二〇年 七月一四日条例第二七号  
平成二二年 六月二八日条例第三三号  
平成二三年一二月二六日条例第五三号  
平成二四年一〇月一〇日条例第五九号  
平成二六年 三月二六日条例第二九号  
令和 元年一〇月 八日条例第二一号  
令和 五年 七月一〇日条例第二九号  
令和 六年 三月一八日条例第三号  
令和 六年一二月二三日条例第三八号  
令和 七年 七月 七日条例第三十一号

広島県土砂の適正処理に関する条例をここに公布する。

広島県土砂の適正処理に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第四条）  
第二章 土砂の搬出（第五条—第十二条）  
第三章 雑則（第十三条—第十六条）  
第四章 罰則（第十七条—第十九条）

附則

**第一章 総則**

（目的）

**第一条** この条例は、土砂の搬出等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。

二 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

三 元請負人 発注者から建設工事を直接請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を  
行う者をいう。

四 土砂 土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する土、砂、破砕石又はこれら  
に類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）  
第二条第一項に規定する廃棄物、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）  
第三十一条第一項又は第二項に定める基準に適合しない土壤その他の規則で定めるもの以外の  
ものをいう。

五 土砂埋立行為 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造  
又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。）をいう。

（発注者の責務）

**第三条** 発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事  
に伴って発生する土砂の適正な処理を指示するよう努めるものとする。

（元請負人の責務）

**第四条** 元請負人は、請負契約等の内容を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより、  
建設工事に伴って発生する土砂の搬出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他  
必要な措置を講じることにより、土砂の適正な処理に努めるものとする。

2 元請負人は、土砂の搬出を自ら行う場合には交通量等を勘案した最適な搬出経路を選択し、及  
び運搬中の土砂の飛散や落下の防止に十分配慮することにより、土砂の搬出を運搬業者に委託し  
て行う場合にはこれらのことを当該運搬業者に周知徹底することにより、搬出経路の周辺の生活  
の安全及び生活環境の保全に努めるものとする。

## 第二章 土砂の搬出

（土砂の搬出の届出）

**第五条** 元請負人は、建設工事に伴って発生する土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出する  
ときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画（以下「処理計画」という。）を定め、  
当該土砂の搬出を開始する日から起算して二十日前までに、知事に届け出なければならない。た  
だし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

一 搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の搬出

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）  
の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂

を除く。次条第一項第二号において同じ。)の搬出

三 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出

四 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の搬出

五 その他規則で定める土砂の搬出

2 前項の処理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 建設工事の名称及び内容

三 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（発注者がいる場合に限る。）

四 建設工事の区域の所在及び面積

五 建設工事に伴って発生する土砂の数量

六 建設工事に伴って発生する土砂の利用等の計画

七 搬出する土砂の数量の合計

八 搬出する期間

九 搬出先とする土地の所在

十 その他規則で定める事項

3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る建設工事の区域を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（一時たい積した土砂の搬出の届出）

**第六条** 他の土地の区域への搬出を目的として一時的に行う土砂埋立行為（以下「一時たい積行為」という。）を行う者は、一時たい積行為に係る土砂が当該他の土地の区域に搬出されるとき（前

条第一項の建設工事の区域から当該建設工事に伴って発生する土砂が搬出されるときを除く。）

は、月の初日（当該土砂の搬出を開始する日が月の中途の日の場合にあっては、その日。以下この項及び第九条第一項において同じ。）から末日までの間の土砂の搬出に係る計画を定め、当該計画に係る月の初日の十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

一 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の搬出

二 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる一時たい積行為に伴う土砂の搬出

- 三 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
  - 四 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の搬出
  - 五 その他規則で定める土砂の搬出
- 2 前項の土砂の搬出に係る計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 一時たい積行為を行う土地の区域の所在及び面積
  - 三 搬出する土砂の数量の合計
  - 四 搬出先とする土地の所在
  - 五 その他規則で定める事項
- 3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

**第七条** 第五条第一項の規定による届出をした者は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときはその変更があった日から三十日以内に、同項第四号から第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「同条第二項第一号又は第三号」とあるのは「同条第二項第一号」と、「同項第四号から第十号まで」とあるのは「同項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(状況の変更による届出)

**第八条** 元請負人は、第五条第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 第五条第三項の規定は前項の規定による届出について、前条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(一時たい積行為に係る状況の変更による届出)

**第九条** 一時たい積行為を行う者は、第六条第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メ

一トール以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 第六条第三項の規定は前項の規定による届出について、第七条第二項において準用する同条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(届出の内容の通知)

**第十条** 知事は、第五条第一項、第七条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条第一項の規定による届出があった場合において、これらの届出に係る建設工事に発注者がいるときは、当該発注者に、これらの届出の内容を通知するものとする。

(土砂の搬出計画等に関する勧告等)

**第十一条** 知事は、この章の規定による届出（次条の規定による届出を除く。）があった場合において、当該届出の内容が土砂の適正な処理をする上で適当でないと認めるときは、当該届出をした者（当該届出に係る建設工事に発注者がいる場合は、発注者を含む。）に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に従わなかった者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 3 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該勧告に従わなかった者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(完了等の届出)

**第十二条** 第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、これらの届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。これらの届出に係る土砂の搬出を廃止した場合も、同様とする。

### 第三章 雑則

(報告の徴収)

**第十三条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人（請負工事の下請負人を含む。次条において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

**第十四条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人の事務所その他

その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により、元請負人の事務所その他その業務を行う場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(市町との関係)

**第十五条** この条例の規定は、市町が地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(委任)

**第十六条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 罰則

**第十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

**第十八条** 第七条第一項（同条第二項、第八条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成一六年七月規則第五二号で、同一六年九月二五日から施行）

附 則（平成一七年七月六日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二〇年七月一四日条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二二年六月二八日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二三年一二月二六日条例第五三号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

**附 則**（平成二四年一〇月一〇日条例第五九号）

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則**（平成二六年三月二六日条例第二九号）

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則**（令和元年一〇月八日条例第二一号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

**附 則**（令和五年七月一〇日条例第二九号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(令和五年九月規則第五八号で、同五年九月二八日から施行)

**附 則**（令和六年三月一八日条例第三号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年一二月二三日条例第三八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施する。

（土砂埋立行為に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際現に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱いについては、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和七年七月七日条例第三十一号抄)